

議第49号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表 2 中 「

3,220
6,550

」 を 「

3,310
6,730

」 に改め、同表 3 を次のよ

うに改める。

3 有料公園施設を使用する場合

区 分	単 位	使 用 料	
		ア	イ
野 球 場	1 面 1 時間につき	3,390 ^円	2,570 ^円
球 技 場		3,600	2,570
運 動 場		2,670	2,050
ソ フ ト ボ ー ル 場		2,670	2,050
テ ニ ス コ ー ト		2,050	1,640
付 属 設 備	市長が定める。		

第 2 条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「本市」を「別表第 1 に掲げる有料公園（本市）に、
「(以下「有料公園」という)」を「をいう。以下同じ」に、「ことができ

る」を「ものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の規定により」を削り、「に有料公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者の」を「が行う」に改める。

第2条の2を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者に管理を行わせる」を削り、「当該指定管理者」を「指定管理者」に改め、「第7条第1項」を削り、「第12条の2」を「第12条の4」に改め、同条第2項中「市長が」を「別に」に改める。

第7条の見出し中「使用の許可及び供用日等」を「利用の許可等」に改め、同条第1項本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 有料公園施設の供用時間及びこれらを供用しない日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

第9条中「または」を「又は」に改め、「条例」の右に「(第7条第1項を除く。次条において同じ。)」を加え、「市長が」を「別に」に、「納付させる」を「納入させる」に改める。

第10条第1項中「または」を「又は」に、「別表」を「別表第2」に、「市長が」を「別に」に、「納付しなければ」を「納入しなければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「市長が」を「別に」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条を次のように改める。

(利用料金等)

第12条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用した場合は、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

第12条の2 第1項中「使用者は、使用しよう」を「使用者等は、使用し、又は利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「使用者等」に改め、同条を第12条の4とする。

第12条の次に次の2条を加える。

(使用料等の還付)

第12条の2 既納の使用料及び既に支払われた利用料金は、還付しない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市長が法第27条第2項又はこの条例第13条第2項の規定による処分をし、又はこれらの規定による必要な措置を命じたとき。
- (2) 災害その他の不可抗力により使用し、又は利用することができなくなったとき。
- (3) 使用者又は利用者（以下「使用者等」という。）が使用又は利用を開始する日の7日前までに使用又は利用の取消しを申し出たとき。
- (4) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料等の減免)

第12条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第14条の見出し中「権利」を「地位」に改め、同条中「使用者」を「使用者等」に、「権利を他人に」を「地位を」に、「転貸し、担保に供し、または使用させることは」を「又は他人に利用させることが」に改める。

第16条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、「つき」を「関し」に改める。

別表2中「市長が」を「別に」に改め、同表3を削り、同表備考5及び6を削り、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3 (第12条関係)

区 分		使用 単位	単位 期間	利 用 料 金	
有 料 公 園	有 料 公 園 施 設			ア	イ
岡 崎 公 園	野 球 場	1 面		3,390 ^円	2,050 ^円
	テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
一 乗 寺 公 園	野 球 場			2,670	1,640
岩 倉 東 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
朱 雀 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
東 野 公 園	野 球 場			2,670	1,640
勸 修 寺 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
	テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
殿 田 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
吉 祥 院 公 園	野 球 場			3,390	2,050
	球 技 場			2,670	1,640
上 鳥 羽 公 園	野 球 場			2,670	1,640
	第 1 球 技 場			2,670	820
	第 2 球 技 場			2,160	720

桂川緑地久我橋東詰公園	第 3 球 技 場		1 時間	1,740	510
	運動場兼ソフトボール場			2,670	820
	テ ニ ス コ ー ト			920	720
西 院 公 園	テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
牛 ケ 瀬 公 園	野 球 場			2,670	1,640
小畑川中央公園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
	テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
三 栖 公 園	野 球 場			2,670	1,640
	テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
下 鳥 羽 公 園	球 技 場			3,600	2,570
伏 見 公 園	野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
伏見桃山城運動公園	野 球 場			3,390	2,050
	野球場兼運動場	野球又はソフトボールのために利用する場合	半 面	2,670	1,640
		その他の場合	1 面		
付 属 設 備			別に定める。		

備考1 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。

2 有料公園施設（付属設備を除く。）を運動競技場以外の目的に利用する場合における利用料金の上限額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

附則の次に別表第1として次の1表を加える。

別表第1（第2条及び第7条関係）

有 料 公 園	有 料 公 園 施 設	供用時間	供用しない日
岡 崎 公 園	野 球 場	午前8時から 午後7時まで	
	テ ニ ス コ ー ト	午前8時から 午後9時まで	

一乗寺公園	野 球 場	午前6時から 午後7時まで	1月1日から同月3日まで 及び12月29日から同月 31日まで
岩倉東公園	野 球 場 兼 運 動 場	午前8時から 午後7時まで	
朱雀公園	野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から 午後7時まで	
東野公園	野 球 場	午前8時から 午後7時まで	
勸修寺公園	野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から 午後7時まで	
	テ ニ ス コ ー ト	午前8時から 午後7時まで	
殿田公園	野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から 午後7時まで	
吉祥院公園	野 球 場	午前6時から 午後7時まで	
	球 技 場	午前9時から 午後9時まで	
上鳥羽公園	野 球 場	午前6時から 午後7時まで	
桂川緑地久我橋 東詰公園	球技場及び運動場兼ソフト ボール場	午前6時から 午後7時まで	
	テ ニ ス コ ー ト	午前8時から 午後7時まで	
西院公園	テ ニ ス コ ー ト	午前8時から 午後9時まで	
牛ヶ瀬公園	野 球 場	午前6時から 午後7時まで	
小畑川中央公園	野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から 午後7時まで	
	テ ニ ス コ ー ト	午前8時から 午後9時まで	
三栖公園	野 球 場	午前6時から 午後7時まで	
	テ ニ ス コ ー ト	午前8時から 午後7時まで	
下鳥羽公園	球 技 場	午前9時から 午後9時まで	
伏見公園	野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から 午後7時まで	
伏見桃山城運動 公園	野 球 場	午前6時から 午後7時まで	
	野 球 場 兼 運 動 場	午前6時から 午後9時まで	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の京都市都市公園条例第12条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市都市公園条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、有料公園施設の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める等の必要があるので提案する。